

◇大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 自転車等の撤去及び保管に係る費用の額を改定することにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和6年10月1日から施行することにしました。

(建設局企画部方面調整課)